

平成 24 年度予算執行計画について（案）

1 平成 24 年度予算執行計画の作成

平成 24 年度においては、平成 23 年度と同様に予算執行計画を作成し、予算執行の効率化に向けた取組を行うこととする。

2 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

ア 重要予算案件

平成 24 年度における重要予算案件選定の考え方については、平成 23 年度計画と同様のものとし、具体的な案件は別紙 1 のとおりとする。

（考え方）

- ① 新規施策であるもの
- ② 地方公共団体に委託又は交付するもの（法定受託案件を除く）
- ③ 行政刷新会議事業仕分け（提言型政策仕分け）、平成 23 年総務省行政事業レビュー（公開プロセス）、会計検査院で指摘を受けたもの
- ④ その他、特に重要な施策として総務省予算執行監視チームが指定するもの

イ 所管独立行政法人案件

独立行政法人については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されたところであり（1月20日）、引き続き全ての案件を事前審査の対象とする。

ウ 所管公益法人

公益法人関係予算案件については、競争性の確保、法人選定手続きの適切性に留意する観点から、昨年どおり所管公益法人が競争入札の場合の一社応札先、随意契約先、又は交付金等の交付先となる場合に事前審査の対象とする。

3 「予算監視・効率化チームに関する指針」の改訂に伴う変更

「予算監視・効率化チームに関する指針」（平成 22 年 3 月 31 内閣官房国家戦略室）が平成 23 年 3 月 3 日に改訂されたことから、これに伴う指針の変更を行う（具体的な変更内容は別紙 2 のとおり）。

平成24年度重要予算案件

単位：億円

| 案件名 | 24年度 予算案 | 新規 事業 | 地方公共 団体 | 刷新会議 会計検査 | 担当局課室 |
|---|-------------|----------|------------|--------------|-----------------|
| 1 緊急消防援助隊設備整備費補助金 | 49.0 | | ○ | | 消防庁消防・救急課 |
| 2 災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発 | 20.0 | ○ | | | 基盤局電気通信技術システム課 |
| 3 被災地情報化推進事業 | 45.1 | | ○ | | 戦略局情報通信政策課 |
| 4 情報流通連携による災害時生活安全確保事業 | 6.0 | ○ | | | 情流局情報流通振興課 |
| 5 市町村合併体制整備費補助金 | 40.6 | | ○ | | 自行局市町村体制整備課 |
| 6 「緑の分権改革」の推進に要する経費 | 2.8 | | ○ | | 自行局地域政策課 |
| 7 「域学連携」地域づくり実証研究事業 | 0.2 | ○ | ○ | | 自行局人材力活性化・連携交流室 |
| 8 「定住自立圏」推進調査事業（産業振興・地域医療） | 1.1 | | ○ | | 自行局地域自立応援課 |
| 9 過疎地域等自立活性化推進交付金 | 5.0 | | ○ | | 自行局過疎対策室 |
| 10 多自然地域を後背地とする居住拠点都市の振興に関する調査研究事業 | 0.3 | ○ | | | 自行局地域自立応援課 |
| 11 社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費 | 28.3 | ○ | | | 自行局住民制度課 |
| 12 経済成長に資する情報通信技術の研究開発・利活用促進（うち新規事業に限る） | 89.4 | ○ | | | 戦略局情流局 |
| 13 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援 | 305.3 | | ○ | ○ | 情流局地上放送課 |
| 14 フューチャースクール推進事業 | 11.0 | | ○ | | 情流局情報通信利用促進課 |
| 15 情報通信利用環境整備推進事業 | 19.0 | | ○ | | 基盤局事政課・高度課 |
| 16 携帯電話等エリア整備事業 | 47.1 | | ○ | | 基盤局移動通信課 |
| 17 消防防災施設整備費補助金 | 7.2 | | ○ | | 消防庁消防・救急課 |
| 18 高齢者や障害者に適した火災警報装置の調査検討に要する経費 | 2.5 | ○ | | | 消防庁予防課 |
| 19 自動車税納付確認電子化実証実験事業費補助金 | 0.6 | ○ | ○ | | 自税局都道府県税課 |

予算執行計画の改正（案）

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>1 予算監視・効率化の推進体制 (1) 予算執行監視チームの構成、役割 ～⑦（略） <u>削除</u></p> | <p>1 予算監視・効率化の推進体制 (1) 予算執行監視チームの構成、役割 ～⑦（略） ⑧ <u>政策達成目標明示制度の実施</u></p> |
| <p>2 予算監視・効率化に向けた取組計画 (2) 支出等に関する計画の進捗把握・管理等 グループは、支出等に関する計画を取り まとめ、<u>進捗（実績）状況については、月 次で内部的に把握・管理するとともに、チ ームへ報告し、公表する。</u> なお、庁費及び旅費については、年度末 の事務経費等の無駄な駆け込み執行や不 要不急な出張の防止に十分留意する。</p> | <p>2 予算監視・効率化に向けた取組計画 (2) 支出等に関する計画の進捗把握・管理等 グループは、支出等に関する計画を取り まとめ、<u>四半期毎に取りまとめたうえ、チ ームへ報告し、公表する。</u> なお、庁費及び旅費については、年度末 の事務経費等の無駄な駆け込み執行や不 要不急な出張の防止に十分留意し、<u>月次で 把握・管理する。</u></p> |
| <p>(3) 予算執行計画を含む、予算監視・効率化 の取組み全体の自己評価の実施 ① 実施時期・頻度 <u>上半期（4～9月）終了後及び年度終了後 に自己評価を実施する。</u></p> | <p>(3) 予算執行計画を含む、予算監視・効率化 の取組み全体の自己評価の実施 ① 実施時期・頻度 <u>四半期及び年度終了後に自己評価を実施 する。</u></p> |
| <p>(5) 「行政事業レビュー」の実施 行政刷新会議の指示に基づき、予算が最 最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われて いるか（用途）について、実態を十分に把握 した上で、その事業の遂行が税金投入の効率 性や効果の面から適切であるか検証する。</p> | <p>(5) 「行政事業レビュー」の実施 「<u>行政事業レビューのための行動計画</u>」等に 基づき、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、 何に使われているか（用途）について、実態を 十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投 入の効率性や効果の面から適切であるか検証 する。</p> |
| <p>(8) 予算執行の情報開示の充実 ① 支出状況に関する情報 毎月の支出状況について、所管、組織、 <u>項及び目別に四半期毎に公表する。削除</u></p> | <p>(8) 予算執行の情報開示の充実 ① 支出状況に関する情報 毎月の支出状況について、所管、組織及 <u>び項別に四半期毎に公表する。そのうち、 庁費及び旅費については、目別に公表する。</u></p> |